

鴨川市宿泊税の制度案の概要について

令和 8 年 7 月 6 日
鴨川市商工観光課
税務課

項目	内容
名称	鴨川市宿泊税
課税方式	観光振興目的の法定外目的税とする。
課税客体	県内に所在する次の施設又は住宅（以下「宿泊施設」という。）への宿泊 ・旅館業法に規定する旅館・ホテル又は簡易宿所に係る施設 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅（民泊）
納税義務者	宿泊施設への宿泊者
課税標準	宿泊施設への宿泊数
税率	定額制 150 円
免税点	なし
課税免除	教育旅行、部活動・認定地域クラブ活動に伴う宿泊 ①幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校の幼児、児童、生徒、学生、又はその引率者 ②保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業）、認可外保育施設の満3歳以上の幼児又はその引率者 ③地方公共団体の長又は教育委員会からの認定を受けた認定地域クラブ活動に参加している生徒又はその引率者
徴収方法	特別徴収
特別徴収義務者	宿泊施設の経営者その他宿泊税の徴収について便宜を有する者
申告納入期限	各月の初日から末日までの間の分を翌月の末日までに申告納入 ※一定の要件を満たす場合、3ヶ月分まとめでの申告納入を可能とする
特別徴収義務者 報奨金	申告納入期限内に納入した宿泊税の税額に対して2.5%を交付 ※導入当初5年間は0.5%を加算して3.0%とし、全て納期内納入かつ全て電子申告の場合更に0.5%を加算して3.5%とする。
罰則規定	帳簿の記載義務違反等に関する罪 納税管理人に係る不申告に関する過料
使途及びその検証	使途の方向性を下記の5点及び徴税に係る費用とし、具体的な使途及び効果検証については、新たな附属機関を設置して検討していく。 【使途の方向性】 (1) DMO等の観光関連団体への支援 (4) 観光イベントの拡充 (2) 観光関連事業者への支援 (5) 観光インフラの整備 (3) 宿泊者向け支援
財源管理	(仮称)観光振興基金を設置して管理
制度見直し	施行後5年を目途に検討を行う。
導入時期等	令和8年12月議会に条例案を提出し、令和10年9月の導入を目指す。